

平成30年第4回広尾町議会定例会 第3号

平成30年12月7日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第106号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 3 議案第107号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第108号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 5 議案第109号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 6 議案第110号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 7 議案第111号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 8 議案第112号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 9 議案第113号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について
- 10 発議第19号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出について
- 11 発議第20号 J R根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の提出について
- 12 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について

○出席議員（13名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
7番 星 加 廣 保	8番 渡 辺 富久馬
9番 小 田 英 勝	10番 小 田 雅 二
11番 旗 手 恵 子	12番 浜 頭 勝
13番 堀 田 成 郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
兼 会 計 管 理 者	白 石 晃 基

兼 出 納 室 長	白 石	晃	基
出 納 室 長 補 佐	山 畑	裕	貴
総 務 課 長	白 石	晃	基
総 務 課 参 事	松 田	哲 一	典 美
総 務 課 長 補 佐	沖 西		努
併 総 務 課 参 事	折 山	博	和
併 総 務 課 主 幹	岸 田	雄 吉	一 弘
企 画 課 長	宝 泉		大
企 画 課 長 補 佐	齊 藤	美 津	雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤	直 直	美 美
住 民 課 長 補 佐	楠 村	洋 勝	子 彦
兼 住 民 課 長 補 佐	山 崎	勝 清	彦 美
保 健 福 祉 課 長	山 藤	樹 美	惠
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	佐 菅	洋	子
保 健 福 祉 課 長 補 佐	村 上	輝	義
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	山 崎	輝	力
保 健 福 祉 課 長 補 佐	佐 菅	浩	義
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上	浩	則
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	浜 金	幸 直	裕 宏
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 頭	盛 憲	司 通
養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	浜 金	浩	一 司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 寺	浩	亨 人
兼 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 次 長	寺 井	裕 哲	美 典
農 林 課 長	雄 谷		
農 林 課 長 補 佐	室 谷		
兼 町 営 牧 場 長	小 北		
水 産 商 工 観 光 課 長	前 小		
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	森 渡		
建 設 水 道 課 長	齊 松		
建 設 水 道 課 参 事			
建 設 水 道 課 長 補 佐			
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長			
港 湾 課 長			
国 保 病 院 事 務 長			
国 保 病 院 事 務 次 長			
兼 国 保 病 院 地 方 独 立 行 政 法 人 移 行 準 備 室 長			

兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	白	石	晃	基
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	渡	辺	將	人
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室参事	山	崎	勝	彦
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	佐	藤	清	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	菅	原	樹	美恵
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	村	上	洋	子
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	齊	藤	裕	美
兼国保病院地方独立行政法人移行準備室主幹	沖	田	一	美

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及	川	隆	之
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社 会 教 育 課 長	早	川		修
社 会 教 育 課 参 事	奥	村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	早	川		修
兼 図 書 館 長	奥	村	京	子

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	道		淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事	務	局	長	道	淳	一
総	務	係	長	保	坂	一
総	務	係	主	事	林	菜々美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、北藤利通議員、8番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議案第106号～日程第9 議案第113号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第106号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第9、議案第113号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についてまでの8件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第106号から議案第113号まで、一括して提案説明を申し上げます。

最初に、議案第106号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,745万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億6,183万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、継続費でありまして、地方自治法の規定により、数年度にわたって支出することができる経費の総額及び年割額の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加及び変更を第3表でお示しをするものであります。

第4条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第4表でお示しをするものであります。

次のページの第2表、継続費であります。

追加として、7款土木費、5項住宅費、事業名、公営住宅整備事業であります。費用の総額は6,600万円であります。年割額といたしまして、平成30年度2,500万円、平成31年度4,100万円であります。

第3表の債務負担行為の追加であります。

初めに、事項であります。大家畜特別支援資金利子補給補助金であります。期間といたしまし

て、平成31年度から平成48年度、限度額といたしまして19万1,000円であります。

次でありますけれども、農業災害復旧資金利子補給補助金であります。期間ですが、平成31年度から平成39年度、限度額ですが21万1,000円であります。

次に、債務負担行為の変更であります。

漁業近代化資金利子補給であります。限度額21万6,000円に変更するものであります。

続きまして、第4表の地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、公営住宅整備事業債につきましては追加、辺地対策事業債、過疎対策事業債につきましては、事業の確定見込みにより減額整理を行うものであります。

町債の合計に200万円を追加し、10億3,487万1,000円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第107号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正の内容であります。

船舶給水機の光熱水費の追加を一般会計への繰出金で整理をするものであります。

次のページの議案第108号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ95万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を6,897万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

次のページの補正の歳入であります。

一般会計繰入金を整理するものであります。

次に歳出でありますけれども、事業費の確定見込みによる減額及び財源内訳の整理をするものであります。

次のページの議案第109号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町下水道事業定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであるとします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,249万円を減額し、歳入歳出の総額を3億8,918万7,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであるとします。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページであります。補正の歳入であります。

事業費の確定見込みによる国庫補助金を整理するものであります。

次に、歳出の関係であります。

1 款 2 項施設管理費50万5,000円の追加であります、汚水ます修繕料の追加及び事業費確定見込みによる整理であります。

2 款 1 項事業費1,220万7,000円の減額であります、事業費確定見込みによる整理であります。

3 款 1 項公債費は、利率の見直しによる減額であります。

次のページの第2表、地方債補正の変更であります。限度額の変更でありまして、公共下水道事業債及び過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。

町債の合計から60万円を減額し、9,290万円とするものであります。

次に、議案第110号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,537万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を10億7,429万8,000円とするものであります。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

確定見込みによる交付金等の追加及び一般会計繰入金を整理したものであります。

6 款 2 項雑入は、療養給付費返還金の追加であります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項総務管理費27万円の追加につきましては、国保事業状況報告システムの改修に係る負担金の追加であります。

2 款 1 項療養諸費及び2 項高額療養費は、確定見込みによる追加であります。

5 款 1 項健康管理センター費90万3,000円の追加であります、施設の修繕及び国保連合会の保健師派遣事業負担金の追加であります。

次に、議案第111号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を6億9,561万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。一般会計繰入金等を整理したものであります。

次に、歳出であります。

4 款 1 項総合事業費1万2,000円の追加につきましては、臨時職員の社会保険料の確定見込みによる追加であります。4 款 2 項包括的支援事業・任意事業費1万5,000円の追加につきましては、認知

症サポーター講座に係る消耗品の追加であります。

続きまして、議案第112号についてであります。

本案は、平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億8,344万4,000円とするものであります。

第2条は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容の歳入でありますけれども、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。1款1項施設介護サービス事業費214万6,000円の追加であります。施設の燃料費及び修繕料の追加並びに職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の追加であります。1款2項短期介護サービス事業費24万6,000円の追加であります。施設の燃料費、職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当の追加であります。

続きまして、議案第113号についてであります。

第1条は、平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条の収益的支出であります。予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款第1項医業費用に205万8,000円を追加し、同款第3項の予備費から205万8,000円を減額して整理をするものであります。

補正の内容でありますけれども、電子カルテシステムを設置するラック等の消耗備品費の追加及び光熱水費、燃料費の追加を予備費で調整するものであります。

以上で、議案第106号から議案第113号までの補正予算について提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、一般会計補正予算（第7号）につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

初めに、明細書5ページの歳出から説明をいたします。

初めに、本補正予算歳出におきましては、各費目に共通しまして支出の確定見込みによる整理及び各施設等の燃料費高騰に伴う補正を行っております。

また、各特別会計への繰出金についても、確定見込みによるものについては説明を省略させていただきます。

それでは、そのほか主な補正内容について説明をいたします。

それでは、5 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費、19 節の負担金補助及び交付金は、説明欄04生活交通路線確保対策事業におけます、次の6 ページ上段、生活交通路線維持費補助金で、沿線市町村の負担額が増加したことによる補正であります。8 目ふれあい活動費、4 節共済費及び7 節賃金は単価の変更に伴う補正、11 節需用費は、たんぼぼ会館等の施設修繕料の補正であります。

7 ページ、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、13 節の委託料につきましては、初任者研修にかかわる外部講師委託に伴う補正であります。7 ページ最下段の3 目養護老人ホーム施設費、11 節の需用費は燃料費等及び修繕料で、ろ過器取りかえ修繕費等の計上、20 節扶助費は入院患者日用品費の増に伴う支給金の補正であります。

次、めくりまして8 ページ、4 目障害者母子福祉費、13 節の委託料は手話通訳者等の派遣増に伴う補正、23 節の償還金利子及び割引料は事業確定に伴う返還金の計上です。5 目身障・ひとり親医療特別対策費、12 節の役務費は、医療機関における請求方法の変更による手数料の減額です。6 目老人福祉費、28 節の繰出金は、介護サービス特別会計において燃料費及び時間外勤務手当等の追加に伴う繰出金の補正です。8 目後期高齢者医療費、13 節委託料は受診者の増に伴う補正、9 ページ、9 目療育医療対策費は事業確定による返還金の計上です。3 款2 項2 目の保育所費は、財源内訳の補正及び3 節の職員手当と4 節共済費は被扶養者の異動に伴う補正であります。

次、9 ページ下段から10 ページにわたりまして、4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、1 節の報酬及び9 節旅費は地方独法国保病院評価委員会委員報酬等の整理、19 節の負担金補助及び交付金は南十勝複合事務組合負担金の確定見込みによる整理、28 節の繰出金は簡易水道事業特別会計繰出金の確定見込みによる整理であります。

11 ページ、お願いいたします。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、19 節の負担金補助及び交付金は、農業災害復旧資金利子補給補助金の追加及び確定見込みによる整理。4 目畜産業費、19 節の負担金補助及び交付金は、大家畜特別支援資金利子補給補助金の追加。次、11 ページの下段、5 款2 項林業費、1 目林業総務費、8 節の報償費は、エゾシカ等捕獲数の件数増に伴う奨励金の追加であります。

次の12 ページ、2 目林業振興費、12 節の役務費は、対象面積の減によります森林国営保険料の減額。5 款3 項水産業費、2 目水産業振興費、19 節の負担金補助及び交付金は、漁業近代化資金利子補給補助金の追加。

6 款商工費、1 項1 目の商工振興費は、住宅リフォーム支援事業奨励金の追加であります。

次、13 ページの中段、7 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、7 節の賃金は、道単価の改正に伴います樋門樋管管理人賃金の追加であります。3 目街路灯費、11 節の需用費は、修繕料及び移設に伴う修繕料の補正であります。下段、7 款2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう維持費、7 節の賃金は、作業量の増に伴う道路維持作業員賃金等の補正であります。

次に、めくりまして14 ページの中段、7 款3 項港湾費、2 目港湾管理費、13 節委託料は外国船係留時間の増に伴う監視業務の増による十勝港保安対策警備委託料の追加、15 節工事請負費は港内補修工事費の追加であります。

次、15ページ、7款5項住宅費、1目住宅管理費、11節需用費は、維持管理修繕料の追加、2目公営住宅建設費、15節の工事請負費は、錦町公営住宅14号棟の新築工事にかかわる補正であります。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費は、循環ポンプ等修繕料の補正であります。

次、めくりまして16ページ、9款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、8節の報償費は、学校運営協議会委員謝金の追加であります。9款2項小学校費、1目学校管理費、18節の備品購入費は、寄附金による学校備品購入費の追加であります。

17ページ、9款5項社会教育費、5目青少年健全育成費、11節需用費は、放課後児童クラブにかかわる入所児童数の減による補正であります。9款6項保健体育費、1項保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金は、補助対象件数の増に伴うスポーツ振興助成補助金を追加するものであります。

次に、19ページをお願いいたします。

19ページにつきまして、12款の予備費につきましては、予算総額の調整であります。

次に、戻りまして、3ページからの歳入であります。

3ページ、12款使用料及び手数料、1項4目農林水産業費使用料、1節町営牧場使用料は、委託牛頭数等の減による放牧料の減額補正であります。

13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は、放課後児童クラブにかかわる入所児童数の減に伴う減額補正。4目土木費国庫補助金、1節住宅費補助金は錦町公営住宅14号棟の新築工事にかかわる補助金の補正、2節橋りょう長寿命化事業補助金は確定見込みによる追加であります。

14款道支出金、2項1目民生費道補助金、3節児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金の減額及び多子世帯の保育料軽減支援事業補助金の追加。3目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金及び6目教育費道補助金、1節社会教育費補助金は、確定見込みによる整理であります。3節道委託金も、同じく確定見込みによる整理であります。

次、めくりまして4ページ、15款財産収入、2項2目物品売払収入は、町営牧場の生草売り払い収入の追加であります。

16款寄附金、1項2目指定寄附金、3節教育費寄附金は、教育振興として1件30万円の計上であります。17節の繰入金は、確定見込みによる整理。

19款諸収入、5項2目の諸収入は、町有自動車共済金及び全国市町村水産業振興対策協議会からの北海道胆振東部地震義援金の追加、放課後児童クラブ入会負担金の減額補正であります。

20款町債、1項2目土木債、1節公営住宅建設事業債は、錦町公営住宅14号棟の新築工事にかかわる補正、3目辺地及び過疎対策事業債は、各事業費の確定見込みによる整理であります。

以上、事項別明細書の歳出歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案8件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第106号 平成30年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第107号 平成30年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第108号 平成30年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第109号 平成30年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第110号 平成30年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第111号 平成30年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第112号 平成30年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第113号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第106号 平成30年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第113号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第106号から議案第113号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第106号 平成30年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第113号 平成30年度広尾町国民健康保険病院事業会計補正予算(第5号)についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案8件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第19号

1、議長(堀田) 日程第10、発議第19号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 日米地位協定の抜本改定を求める意見書を、会議規則第14条第2項の規定により提出をするものです。

全国知事会が本年度の会議、7月27日、札幌市で開催されています。この会議で日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しました。提言は、(1)、米軍の低空飛行訓練ルートや訓練を行う時期の速やかな事前情報提供。(2)、日米地位を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として適用させること。(3)、事件・事故時の自治体職員による迅速で円滑な基地立ち入りの保障。(4)、騒音規制措置の実効性ある運用。(5)、米軍基地の整理・縮小・返還の促進。を求めている。

これは、2015年1月、国土の0.6%の面積に、米軍専用施設の70%が集中する沖縄県の翁長雄志前知事が「日本の安全保障は全国的な課題で、国民全体で考えていく必要がある」と提言し、さらに同年12月、負担軽減を議論する場の設定を提案したところ、16年7月、米軍基地がある11道府県の知事をメンバーに「全国知事会米軍基地負担に関する研究会」を発足させ、2年間に6回の会合を開催した。「研究会」は、日米地位協定を専門とする研究者から意見聴取したほか、外務省日米地位協定室長から政府の立場を聞き、イタリアとドイツの地位協定について現地調査した沖縄県からも意見を聞き取りした。

沖縄県は、18年1、2月にかけてイタリアやドイツを訪問し、受け入れ国の元首相、軍幹部、周辺自治体、航空当局らに聞き取り調査などを実施した。その内容は、イタリアやドイツについて(1)、米軍の活動にも国内法が適用される。(2)、受け入れ国側に米軍施設への立ち入り権が明記されている。(3)、基地を抱える自治体と米軍の間に公式な協議機関が設けられている。などの日本との違いを紹介している。

こうした調査研究をもとに「研究会」がまとめ、知事会に提案し、日米地位協定の抜本改定を含む「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択することに至った。

日米地位協定は、1960年に締結されてから、日本政府が改定交渉を提起したことが一度もなく、他の国と比較しても余りにも不平等である。

よって、政府は全国知事会の総意を重く受けとめ、抜本的な改定に本腰を入れて取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりです。

この件につきましては、9月定例会の北海道議会でも全会一致で可決されておりますし、10月31日には、札幌市議会でも同趣旨の意見書を議決しているところです。

ぜひご賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番、小田^{こだ}英勝議員。

1、9番（小田^{こだ}） 私、1点確認のためにお伺いをいたしますが、ご承知のように広尾町は、海上自衛隊の巡視艦が毎年寄港して、広尾町の地域経済にも少なからず影響を与えてもらっておりますが、このことの今の意見書案と広尾で海上自衛隊が毎年厚意を持って寄港していただけるということとのその部分の話ということは、それぞれの考え方なりあると思うのですが、別腹ということで、それはそれ、これはこれということで理解していてよろしいということですか。それ1点、確認のためにお聞かせください。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） それぞれの訓練に反対とか賛成とかいうものではなくて、地位協定そのものを見直すべきという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第20号

1、議長（堀田） 日程第11、発議第20号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、浜頭勝議員、登壇願います。

1、12番（浜頭） 発議第20号 JR根室線の早期災害復旧と路線維持を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

JR北海道は、平成28年11月「当社単独では維持困難な線区」として13線区を発表し、うち根室

線（富良野―新得間）を初めとする3線区を「バス等への転換について相談を開始する線区」とした。

根室線の沿線自治体（滝川市、赤平市、富良野市、南富良野町、新得町、占冠村）で構成する根室本線対策協議会において、北海道運輸局、北海道、ＪＲ北海道などとともに線区の経費節減策、利用促進策、住民意識の醸成策について協議してきている。しかしその一方で、同線区は平成28年の台風10号の被害を受け不通となった後も復旧工事がなされておらず、現在放置されたままとなっている。

こうした状態は、路線廃止に向けた既成事実化であり、断じて容認できるものではない。

根室線は、これまで、北海道の幹線として旅客や貨物の輸送に重要な役割を果たしてきているほか、平成27年に国が認定した東北海道の広域観光周遊ルート上にもある。安定した農産物の輸送体系を形成する広域物流ルートとして、さらには札幌のほか帯広・富良野・旭川・北見・釧路などを周遊する広域観光ルートとして、必要不可欠な路線であることから、根室線の廃止は、沿線住民の生活はもとより、十勝の観光・経済、ひいては北海道全体にも影響を及ぼすものと考ええる。

本年3月に北海道が策定した「北海道交通政策総合指針」では、根室線（富良野―新得間）について、「道北と道東を結ぶ災害時の代替ルートとし、また、観光列車など新たな観光ルートの可能性といった観点も考慮することが必要」と明記されたところである。

しかしながら、本年6月17日に開催された、国、道、北海道市長会、北海道町村会、ＪＲ北海道、ＪＲ貨物による6者会議において、ＪＲ北海道は、8線区について国の支援を求めた一方で、根室線（富良野―新得間）については、国に支援を求めず、維持に向け努力をする姿勢が感じられない状況である。

国においては、地域の実情を理解の上、根室線が一刻も早くもとの姿に戻るよう、不通区間の早期災害復旧、全線維持に向けた適切な指導とＪＲ北海道の経営再建に向けた抜本的な経営支援、老朽化した鉄道施設の保全・更新への支援について、実効ある取り組みをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発委第4号

1、議長（堀田） 日程第12、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

道事務局長。

1、議会事務局長（道） 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

記といたしまして、1、調査期間は平成30年第4回定例会終了後から平成31年第1回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、（1）、広尾バス待合所の設置及び運営状況について、（2）、豊似小学校校舎の改築状況について。

産業常任委員会、（1）、町道の除排雪計画について。

議会運営委員会、（1）、議会の運営に関する事項について、（2）、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、（3）、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて平成30年第4回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時43分